

資源ごみ回収活動に手数料を交付しています

市民生活課(内線535・536)

市では、ごみの減量化を図るため、再利用可能な資源ごみの回収活動を自主的に行う団体に手数料を交付しています。

■対象となる団体

営利を目的としない地域住民で構成する20人以上の団体。

■対象品目

古紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)

■手数料の額

3円/kg(平成21年度)

■登録申請に必要なもの

登録申請書、会員一覧表、印鑑、振込口座など

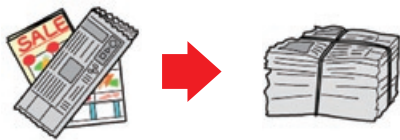
■集団回収を始めるには

- ① 作業に参加できる人と回収範囲を決める。(おおむね20人以上で、年間2回以上実施)
- ② 回収方法を決める。(いつ、どこでなど)
- ③ 役割を決める。(代表者・会計等)
- ④ 市に団体登録を行う。
- ⑤ 引き取り業者を決める。(現在委託業者5業者)
- ⑥ 団体内で周知徹底を行う。

《古紙類の正しいごみの出し方》

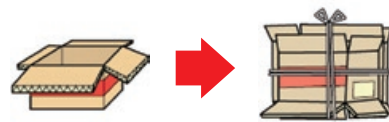
○新聞紙・折り込みチラシ

新聞紙・折り込みチラシは一緒にしばってもかまいません。



○段ボール

厚紙と一緒にしないようにしてください。



○雑誌類・雑紙

アルバムなどのビニール加工されたものは、「燃えるごみ」です。

リサイクルできる紙をシュレッダーで裁断したものは、表面に光沢のない紙袋に入れ、中身が出ないようにしてください。



○紙パック

紙パックは必ず洗い、開いて、乾かしてください。(内側が銀色のものや500ml未満の紙パックは「燃えるごみ」です。)



※汚れていない紙製の米袋も紙類として出せますが、他の紙類と区別して、米袋のみでまとめて出してください。(農業用や事業用のは収集できません。)

※シュレッダーで裁断したものや他の紙類を紙製の米袋に入れて出さないでください。

AED(自動体外式除細動器)の
無料貸し出し

■貸出料 無料(ただし、貸出期間中の運搬や維持管理に要する経費は自己負担)

■貸出対象 市内において、市民10人以上が参加する営利を目的としない行事を主催する団体

■貸出条件 医療従事者、又はAEDの取り扱いを含む救命講習等を受講した者が、常に会場にいること。

■問い合わせ 防災安全課(内線564)

= 7月の市税納期 =

今月の市税の納期は次のとおりです。
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
固定資産税 (第2期)	7月31日(金)	7月27日(月)
国保税 (第1期)		

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

平成20年度情報公開・個人情報保護の実施状況

総務課（内線508）

「伊予市自治基本条例」の制定について
意見公募手続制度による意見を求めます

企画財務課（内線667）

市では、伊予市情報公開条例及び伊予市個人情報保護条例に基づき、これらの制度の実施状況を公表します。この公表制度は、市民の皆さんへ広くお知らせし、制度への関心を高めることにより、一層の適正な運用を行うことを目的としています。

■個人情報保護の実施状況

○個人情報取扱事務登録件数542件

実施機関	内容	件数
市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会	開示、訂正、利用停止の請求	0
	開示、訂正、利用停止の請求に対する決定	0
	不服申し立て	0
	裁決又は決定を行った処理	0

■情報公開の実施状況

実施機関	内容	件数	
市長	公文書公開請求	1	
	処理状況	公開決定	1
		全部公開	1
		部分公開	0
		非公開決定	0
不服申し立て	0		

※市長部局以外はなし

市は、伊予市の自治の基本ルールを定めた伊予市自治基本条例」を制定することについて、伊予市意見公募手続条例に基づき公表を行うとともに、次のとおり市民の皆さんからの意見を公募します。

■政策等の名称

伊予市自治基本条例(案)

■閲覧場所

○市政情報コーナー

- ・市役所1階ロビー
- ・中山地域事務所
- ・双海地域事務所

※伊予市ホームページで閲覧すること

ともできます。

■意見の提出期間

7月6日(月)～27日(月)、8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く執務時間中)

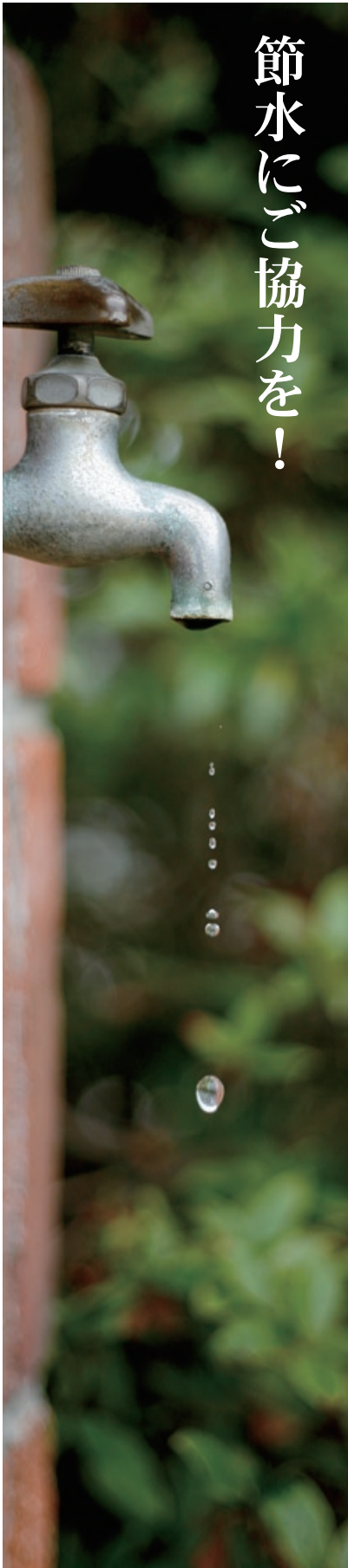
■意見の提出方法

意見提案書に必要事項を記入のうえ、直接持参、郵便、FAX、Eメールにより、次の問い合わせ先に提出してください。

■問い合わせ・提出先

伊予市総務部企画財務課
〒799-3193、伊予市米湊820番地、☎983-3681、
Eメール kikkaku-zainu@city.iyo.lg.jp

節水にご協力を！



中小企業振興資金融資制度

産業経済課（内線573）

市内で1年以上、中小企業を経営している個人又は法人の方に、事業に必要な運転資金や設備資金を低利で融資する制度を設けています。お気軽にご利用ください。

■融資を受けることができる方

○市内に住居又は事業所があり、市税を完納している方

■融資条件

○融資限度額 50万円

○融資期間 60か月以内

○返済方法 原則として分割払い（一括払いも可）

○保証人 法人の場合は、その代表者の方。個人の場合は、原則として不要ですが、経営者本人の配偶者等を保証人として求めることがあります。

■貸付利率 年利2・0%（日本政策金融公庫普通貸付利率の0・3%引き、6月15日現在の変動利率）

伊予地区ひまわりプロジェクト連絡協議会

『第5回ひまわり祭り』の開催について

■日時 7月12日(日)、10時～14時

■場所 ウエルピア伊予

■内容 ○ひまわりの苗配布やひまわり油の搾油体験

○伊予農高ほか地元団体による特産品の展示・販売

○和太鼓の演奏や踊りなどのイベント

■問い合わせ 伊予地区ひまわりプロジェクト連絡協議会事務局

(伊予農業高等学校内) ☎9821

1225又は産業経済課



ホップステップ 消費者力

(悪質商法編)

高齢者を狙う悪質な手口の相談増加中。訪問販売を装った業者による点検費用の請求や窃盗事件が発生しています！

【高齢者の方へ】

- ・身に覚えのない請求には、絶対連絡しない。
- ・行政機関が電話や訪問して、お金を請求することはありません。
- ・必要のないものは「いりません」とはっきり断る。
- ・ひとりで判断せず、だれかに相談しましょう。

【周囲の方へ】

- ・不審な業者が出入りしていないかなど、時々声をかけてあげてください。
- ・普段から高齢者への注意を促す情報を伝えることが大切です。

◎消費生活についてお困りのときは
消費者相談窓口（産業経済課内）
☎982-1111（内線573）

伊予市ファミリー・サポート・センター

「マミ♡サポ」講習会のお知らせ

■まずは会員登録

- ・おねがい会員（依頼会員）…センターで登録
- ・まかせて会員（提供会員）…講習を受講後に登録
- ・どっちも会員（依頼・提供会員）…講習を受講後に登録

※入会申込書は、市内の公共施設に置いてあります。

■講習会日時

日 時	内 容	
7/31 (金)	9:40～11:50	乳幼児に起こりやすい事故と応急処置
	13:30～14:40	ファミリー・サポート・センターの役割と期待するもの
	14:40～15:40	子どもの食育について
	15:50～16:50	子育て支援者の役割について

※次回開催予定日は、11月10日(火)です。

■場所 伊予市中央公民館第1・2会議室

■問い合わせ

伊予市ファミリー・サポート・センター「マミ♡サポ」事務局(子育て支援センター内、☎982-0406)

平成21年度後期高齢者医療保険料の納入通知書について

健康保険課（内線524）

後期高齢者医療保険料納入通知書が7月中旬に送付されます。後期高齢者医療保険料の納付は、年金から天引きする「特別徴収」と納付書又は口座振替などで納める「普通徴収」の2種類があります。

今回送付する通知書の保険料額欄には、「特別徴収額」・「普通徴収額」それぞれの納付金額が記入

されていますので確認してください。

「普通徴収」の方は、納入通知書が同封されていますので、納期限までに伊予市指定金融機関で納付してください。

□座振替を希望する方は、同封の伊予市市税等□座振替依頼書で、指定金融機関にお申し込みください。

後期高齢者医療制度の「被保険者証」を交付します

後期高齢者医療制度に加入している皆さんがお持ちの「被保険者証」は、8月1日(有効期限平成21年7月31日)から利用できません。

そこで新しい被保険者証を7月中に郵送します。ただし、保険料を納付していない方は、納付相談が必要になります。なお、住所変更などで、郵便物が届かない方は、健康保険課窓口で交付します。

国民健康保険の「被保険者証」を交付します

国民健康保険に加入している皆さんがお持ちの「被保険者証」は、8月1日(有効期限平成21年7月31日)から利用ができません。そこで、新しい被保険者証を7月中に郵送します。ただし、長期間国保税を納付していない方は、窓口で納付相談の後、被保険者証を交付します。

なお、住所変更などで、郵便物が届かない方は、健康保険課窓口で交付します。

健康保険課（内線545）

■対象者
65歳以上75歳未満の一定の障害のある方は、申請をすることにより、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることができます。

■対象者

65歳以上75歳未満の方で、次の手帳をお持ちの方

○身体障害者手帳

・身体障害者等級表による級別の1～3級に該当する方

・同表の4級の一部に該当する方

○精神障害者手帳

・障害等級の1・2級に該当する方

方

○療育手帳

・手帳の表示がAに該当する方

・手帳の表示がBで、身体障害者手帳4～6級に該当する方

■窓口に参加するもの

○身体障害者手帳等(障害の程度が分かるもの)

○被保険者証

○印鑑

※詳しくは、健康保険課後期高齢者医療担当(内線524)にお問い合わせください。

■後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	平成22年7月31日
被保険者証	被保険者番号	12345678
住所	伊予市米湊820番地	
氏名	広域 愛媛	
生年月日	昭和7年4月12日	性別 女
資格取得年月日	平成0年4月1日	
発効期日	平成21年8月1日	
交付年月日	平成21年8月1日	
一部負担金の割合	1割	
被保険者番号・名称	39382106 愛媛県後期高齢者医療広域連合	

■国民健康保険被保険者証

国民健康保険被保険者証	有効期限	平成〇年〇月〇日
記号番号	12345678	
氏名	伊予 太郎	性別 男
生年月日	昭和〇年〇月〇日	
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日	
交付年月日	平成〇年〇月〇日	
世帯主氏名	伊予 花子	
住所	伊予市米湊〇〇〇番地	
被保険者番号	愛媛県伊予市	
被保険者名	愛媛県伊予市米湊820番地(Tel.089-982-1111)	

国民年金保険料の免除制度について

健康保険課（内線547）

国民年金の月々の保険料は、14,660円(平成21年度)です。しかし、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人が申請をすることで、保険料が免除又は猶予される制度があります。

①免除(全額免除・一部納付)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請をすると保険料が全額免除又は半額納付など、一部納付となります。なお、一部納付については、一部納付額が未納の場合、一部免除も未納と同じ扱いになります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

※①～③の期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されません。

※②・③の期間については、受給資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の額には反映されません。

※将来、満額の老齢基礎年金を受け取るために、①～③の期間について、10年以内であればさかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。

※保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

質問・問い合わせ
「ねんきんダイヤル」

☎0570-005-1165
(IP電話・PHSからは☎03-6700-1165)

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く。)は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
7	4(土)	武智水道工業(株) 上三谷	982-1268
	5(日)	(有)田中興業 中山	967-0558
	11(土)	(株)佐々木工業所 湊町	983-0450
	12(日)	佐伯工業所 灘町	983-1244
	18(土)	(有)港南設備 稲荷	982-4487
	19(日)	K・シマダ 下吾川	983-6553
	20(月)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
8	25(土)	(有)栄電機設備 中山	967-1318
	26(日)	(株)伊予設備 米湊	983-4613
	1(土)	岩井水道工業所 大平	983-3066
	2(日)	藤岡工業(株) 上灘	986-0350

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

= 市内の交通事故状況 =

(5月末日現在)

	5月	累計	前年比
発 生	12件	86件	+ 21件
死 者	0人	1人	- 2人
傷 者	12人	112人	+ 34人

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(5月末日現在)

	5月	累計	前年比
侵 入 盗	4件	16件	- 18件
自 動 車 盗	2件	4件	+ 3件
オートバイ盗	5件	9件	± 0件
自 転 車 盗	2件	21件	+ 7件
車上ねらい	2件	12件	- 7件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
夏の事故と予防ー子どもを水の事故から守ろう

伊予消防署 ☎ 982-10657

今年も暑い夏がやってきまし

た。水に親しみ、水を活かしてよ
り健康的な生活を送りたいもの
です。しかしこの時期は、一年中
で最も水の事故が多い季節でも
あります。こつした水による事
故は、一瞬の気のゆるみや不注
意から起きています。

私たちの日常生活の中にも、水
による危険が多くひそんであり、
水の事故から尊い命を守らなけ
ればなりません。水のあるところ
には、事故の危険性があること
を忘れずに、周囲の人が気を配
り、事故を未然に防ぐようにしま
しょう。



こんな場所には要注意！

○水の入っている浴槽

○使用中の洗濯機

○遊んだあとのビニールプール

○庭の池 ○ため池や用水路

※好奇心と行動力の旺盛な乳幼児は、大
人が注意して守る以外に方法はありま
せん。日ごろから子どもの行動を先回
りして、環境の整備に心掛けましょ

う。子どもは危険な場所ほど興味をひかれ
るのですが、危険かどうかの判断は
できません。実際に家の周囲の危険な
場所を見せて教えておくのも事故を
防止する一つの方法です。

子どもが泳ぎに行くときは…

○どこへ行くのか聞く

海、川に子どもだけで行かせない

○だれと行くのか聞く

一人では行かせない

○いつ帰るか聞く

約束の時間内に帰らせる

○泳ぐ時の注意点を言い聞かせる

○行く前に健康チェックをする

「熱はないか?」「風邪はひいて
いないか?」「顔色は良いか?」「疲
れている様子はないか?」

消防豆知識

「防火衣」を着ていれば
熱くないの?

時代劇などで見る町火消しは、
頭から水をかぶって燃えている
長屋に入って行きますが、実際の
火災では室内温度が数百度にも
なるため、そのような行為は無謀
とも言えます。

では、どうやって建物の中に入
っていくのでしょうか。そのた
めには、身を守る装備が必要とな
ります。そこで「防火衣」というも
のを現場に向かっています。

「防火衣」は外衣と中衣の二層
になっています。外衣は、機械的
強さ・耐熱性に優れた芳香族ポ
リアミドという化学繊維が使わ
れています。中衣には、透湿防水



伊予市管内の火災と救急出場件数(5月末日現在)

種別	5月分			累計(1月から)				
	火災 件数	本庁 1	中山 0	双海 1	2	本庁 4	中山 2	双海 2
救急出場 件数	本庁 125	中山 14	双海 22	161	本庁 583	中山 80	双海 97	760

火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959

フィルムが接着されており、内
側からの湿気を外に出し、外側
からの水は防ぐもので、消防隊
員の快適性に一役買っています。
「防火衣」は、火災や高温の室内
において、消防隊員の身を守る重
要な役割を果たすとともに、通気
性や動きやすさなども十分に考
慮された優れたものなのです。

しかし、火災や高温の室内に入
っていくわけですから、やはり
熱いです。そんな過酷な状況の
なかでも、人命検索・消火活動を
速やかに行えるよう、消防隊員
は、日夜訓練に励んでいます。